

岩手県告示第309号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月4日(金) 午後1時30分から
- (2) 場所

ア 第1会場 いわて県民情報交流センター 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号

イ 第2会場 奥州市文化会館 奥州市水沢佐倉河字石橋41番地

3 受験手続 受験願書を令和8年6月29日(月)から同年7月10日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者については岩手県県央保健所、県外に住所を有する者については岩手県保健福祉部健康国保課）に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県保健福祉部健康国保課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。